

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月20日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関 田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2025-0120 号	さいたま市見沼区大字南中野字猿花1045番
第 0300-2025-0137 号	さいたま市緑区大字大門字南方73番
第 0300-2025-0138 号	さいたま市緑区大字大門字南方102番
第 0300-2025-0139 号	さいたま市緑区大字大門字櫛谷551番
第 0300-2025-0140 号	さいたま市緑区大字大門字櫛谷566番
第 0300-2025-0141 号	さいたま市緑区大字大門字櫛谷582番
第 0300-2025-0142 号	さいたま市緑区大字大門字櫛谷653番
第 0300-2025-0144 号	さいたま市緑区大字大門字南方401番